

## 事前評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）					
地区名	主要地方道瀬戸設楽線（太子町工区）					
事業箇所	瀬戸市太子町					
事業のあらまし	<p>主要地方道瀬戸設楽線は、瀬戸市を起点に設楽町に至る道路である。本事業箇所は市街地と住宅地を隔てる丘陵部に位置しており、自動車の通過交通が多い地域である。小中一貫校である瀬戸市立にじの丘学園の通学路に指定されているが、本事業箇所は歩道が設置されておらず、通学する児童生徒をはじめとする歩行者の安全性が確保されていない状況にある。</p> <p>これらの背景から、本事業は歩道を設置することにより、危険通学路の解消及び歩行者等の安全確保を図るものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 危険通学路の解消</p> <p>② 歩行者等の安全確保</p> <p>【副次目標】</p> <p>-</p>					
事業費	事業費		内訳			
	0.7 億円		■工事費 0.6 億円、口用補費 0.0 億円、■その他 0.1 億円			
事業期間	採択予定年度	2022 年度	着工予定年度	2023 年度	完成予定年度	2024 年度
	度		度		度	
事業内容	歩道設置 延長：L=0.3km、幅員：W=11m					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>○危険通学路の解消、歩行者等の安全確保</p> <p>・歩道が未整備であり、通学児童、生徒を始めとする歩行者等の安全が確保されていない現状である。</p>				
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>歩行者等の安全性確保のため、事業実施の必要性が高い。</p>			
②事業の実効性	1) 事業計画					
			2022	2023	2024	
	工種	調査設計	←	→		
	区分	本工事		←	→	
	事業費（億円）		0.7			合計
						0.7

2) 地元の合意形成	・地元からの要望があるため、事業実施に対する合意形成は図られている。	
判定	<b>A</b>	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。
	【理由】 円滑な事業推進に向けた環境が整っており、事業の実行性が確保されている。	
Ⅲ 対応方針		
<b>事業実施が妥当である</b>	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。	
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象（事業完了後5年目）    □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車及び歩行者の通行に係る安全性の改善状況</li> </ul>		